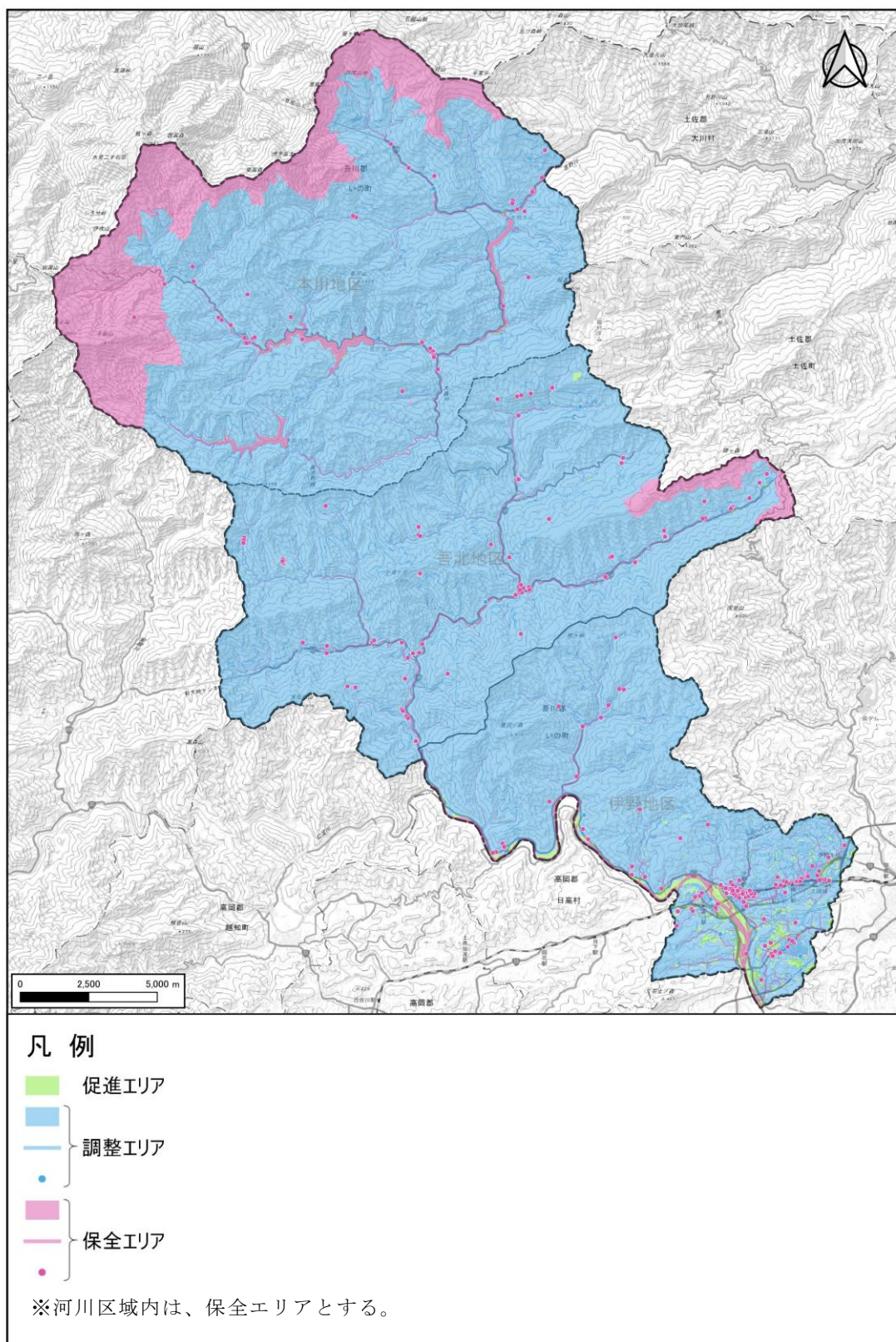




地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) を加工して使用

図 4.5-2(3) 風力ゾーニングマップ

風力発電

風力発電の導入により懸念される事項を以下に、それらに対する配慮事項を表 4.6-2(1)～(2)に示す。

○懸念される事項

- ・ブレードが回転する際、風切り音と増速機等から機械音が発生する。
- ・シャドーフリッカー（ブレードの影が回転して地上部に影の明滅が生じる現象）、風車本体の影等について地域住民との間で問題となるケースがある。
- ・鳥類等の風車への衝突（バードストライク、バッドストライク）や行動阻害、土地改変に伴う生息環境への影響等が問題となることが多い。
- ・風車が巨大工作物であり遠方からも望見されやすいことから、近隣の地方公共団体も含め、景観悪化を懸念する声があがる恐れがある。
- ・風力発電施設の建設によって、人と自然との触れあいの場が消失・縮小したり、快適性や利用性に影響を及ぼす可能性がある。

表 4.6-2(1) 風力発電に係る環境配慮事項

項目	配慮事項
騒音	事業計画を具体化する段階では、周辺の住宅等の分布を調査したうえで、採用する風車規模および配置による騒音の影響を予測・評価し、影響の程度に応じた環境保全措置を検討すること。 設計・施工に当たり、発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。 また、地域住民に対する説明を行い、合意形成を図ること。
風車の影	事業計画を具体化する段階では、風車の影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車（ローター）直径の10倍の範囲において、周辺の住居、環境保全施設等の分布（窓の有無等）を調査したうえで、採用する風車規模および配置による風車の影の影響を予測・評価し、影響の程度（風車の影がかかる可能性及びその時間等）に応じた環境保全措置を検討すること。 なお、離隔距離は、風力発電施設の規模・高さ冬至の日影長さや影響が発生する方角や時間を考慮し設定すること。 また、地域住民に対する説明を行い、合意形成を図ること。

表 4.6-2(2) 風力発電に係る環境配慮事項

項目	配慮事項
動植物の重要な種、注目すべき生息地	事業計画を具体化する段階で、有識者へのヒアリングや現地調査を実施したうえで、事業による影響の程度を予測・評価し、影響の回避・低減を検討すること。 また、事業計画地およびその周辺にクマタカのような重要な鳥類（猛禽類）やコウモリ類が生息する場合、バードストライク、バットストライクによる個体数の減少等が発生する恐れが考えられるため、利用環境や営巣場所も含めた詳細な現地調査を行うこと。また、サシバ・ハチクマ等渡りを行う鳥類の移動阻害の可能性についても事前調査が必要である。 事業の実施に伴い植栽等を行う場合は、立地場所周辺の自然環境の状況を踏まえ、できる限りその地域の在来種を採用し、安易に外来種を用いることのないよう配慮すること。
景観	事業計画を具体化する段階で、採用する風車規模および配置により簡易シミュレーションと実際との見え方は異なるため、各眺望点からの視認可能性や眺望特性（主要な眺望方向、景観要素等）を調査したうえで、景観への影響の程度を予測・評価し、影響の程度に応じて風車配置等の詳細を検討すること。 また、風車の配置等を工夫することにより、地域の景観を引き立てる効果も期待できるため、可能な限り早い段階から近隣地方公共団体とも調整を行い、適宜情報を共有しながら地域住民などの関係者に対する説明を行い、合意形成を図ること。
人と自然との触れ合いの場	事業計画を具体化する段階では、事業計画地およびその周辺に人と自然との触れあい活動の場が存在する場合は風車からの離隔を確保する、改変しないようにする、改変する場合はその改変面積を最小限に抑える等、配慮すること。